

議案第47号

鹿児島県家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県家畜保健衛生所設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県家畜保健衛生所設置条例（昭和25年鹿児島県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

始良市

」 を 「

霧島市

」 に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県始良家畜保健衛生所を移転するため、所要の改正をしようとするものである。